

令和4年3月定例会議案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

議案第11号	久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市生涯学習推進会議幹事会規則の一部を改正する規則について	1
議案第12号	久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令について	3
議案第13号	教育財産の用途廃止について（久喜市立菖蒲南中学校）	5
議案第14号	久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について	9
議案第15号	久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について	11
議案第16号	久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について	13
議案第17号	久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について	15
議案第18号	久喜市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則について	53
議案第19号	久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議規程を廃止する訓令について	55
議案第20号	久喜市B&G栗橋海洋クラブ補助金交付要綱等を廃止する告示について	57
議案第21号	教育財産の用途廃止について（社会体育施設）	59

議案第 2 2 号	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について	7 6
議案第 2 3 号	久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について	1 0 0
議案第 2 4 号	久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について	1 0 2
議案第 2 5 号	久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者の指名について	1 1 4

議案第 1 1 号

久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市生涯学習推進
会議幹事会規則の一部を改正する規則について

久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市生涯学習推進会議幹事
会規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり改正することに
ついて議決を求める。

令和 4 年 3 月 2 2 日 提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市生涯学習推進会議幹事会規則
の一部を改正する規則

(久喜市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 久喜市教育委員会事務局組織規則（平成22年久喜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表教育部の部スポーツ振興課の項を削り、同条第2項の表スポーツ振興課の項を削る。

第4条の表スポーツ振興課の部を削る。

(久喜市生涯学習推進会議幹事会規則の一部改正)

第2条 久喜市生涯学習推進会議幹事会規則（平成22年久喜市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条の表市職員の部市民部市民生活課の市民活動推進係長の項の次に次のように加える。

健康・子ども未来部スポーツ振興課のスポーツ企画推進係長

第4条の表市職員の部教育委員会スポーツ振興課のスポーツ企画係長の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第12号

久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令に
ついて

久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を、別紙のとおり改正する
ことについて議決を求める。

令和4年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令

(久喜市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第1条 久喜市教育委員会事務専決規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の表スポーツ振興課長専決事項の部を削る。

(久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程の一部改正)

第2条 久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表スポーツ振興課の項を削る。

(久喜市教育委員会公印規程の一部改正)

第3条 久喜市教育委員会公印規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表久喜市栗橋B&G海洋センター所長印の項、久喜市菖蒲温水プール所長印の項、久喜市鷺宮温水プール所長印の項及び久喜市鷺宮体育センター所長印の項を削る。

(久喜市教育委員会表彰規程の一部改正)

第4条 久喜市教育委員会表彰規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、文化及びスポーツ」を「及び文化」に改める。

(久喜市教育振興基本計画庁内検討部会設置規程の一部改正)

第5条 久喜市教育振興基本計画庁内検討部会設置規程（平成24年久喜市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表スポーツ振興課長の項を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

議案第13号

教育財産の用途廃止について（久喜市立菖蒲南中学校）

久喜市財産規則第14条及び同規則第26条の規定に基づき、別紙のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求める。

令和4年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

教育財産の用途廃止について

1 教育財産の内容

(1) 所在地 久喜市菖蒲町小林110番地

(2) 名称 久喜市立菖蒲南中学校

(3) 土地

地番	地目	地積
久喜市菖蒲町小林字森下51番1	学校用地	10,665 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原244番	畑	1,133 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原244番2	学校用地	198 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原245番1	畑	568 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原245番2	畑	565 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原246番	畑	509 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原247番	畑	621 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原248番	畑	1,117 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原249番	畑	1,107 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原250番	畑	1,087 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原251番	畑	1,077 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原254番6	学校用地	231 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原282番	畑	991 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原283番	畑	991 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原295番	畑	991 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原296番	学校敷地	991 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原308番	畑	991 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原309番	畑	991 m ²
久喜市菖蒲町小林字柳原324番3	畑	112 m ²
合計		24,936 m ²

※久喜市菖蒲町小林字柳原254番2 水路敷 257 m² は除く

(4) 建 物

名 称	構 造	面 積	図面番号
管理特別教室棟	鉄筋コンクリート造 3階建	2, 383 m ²	① - 1, - 2
管理特別教室棟	鉄筋コンクリート造 3階建	470 m ²	① - 3
技術棟	鉄骨造 平屋建	324 m ²	②
倉庫	鉄骨造 平屋建	156 m ²	③
石油倉庫	コンクリートブロック造 平屋建	8 m ²	⑥
屋内運動場	鉄骨造 平屋建	1, 654 m ²	⑧
石油倉庫	コンクリートブロック造 平屋建	5 m ²	⑩
屋外便所	コンクリートブロック造 平屋建	16 m ²	⑪
相談室	鉄骨造 平屋建	33 m ²	⑫
体育小屋	鉄骨造 平屋建	93 m ²	⑮
合 計		5, 142 m ²	

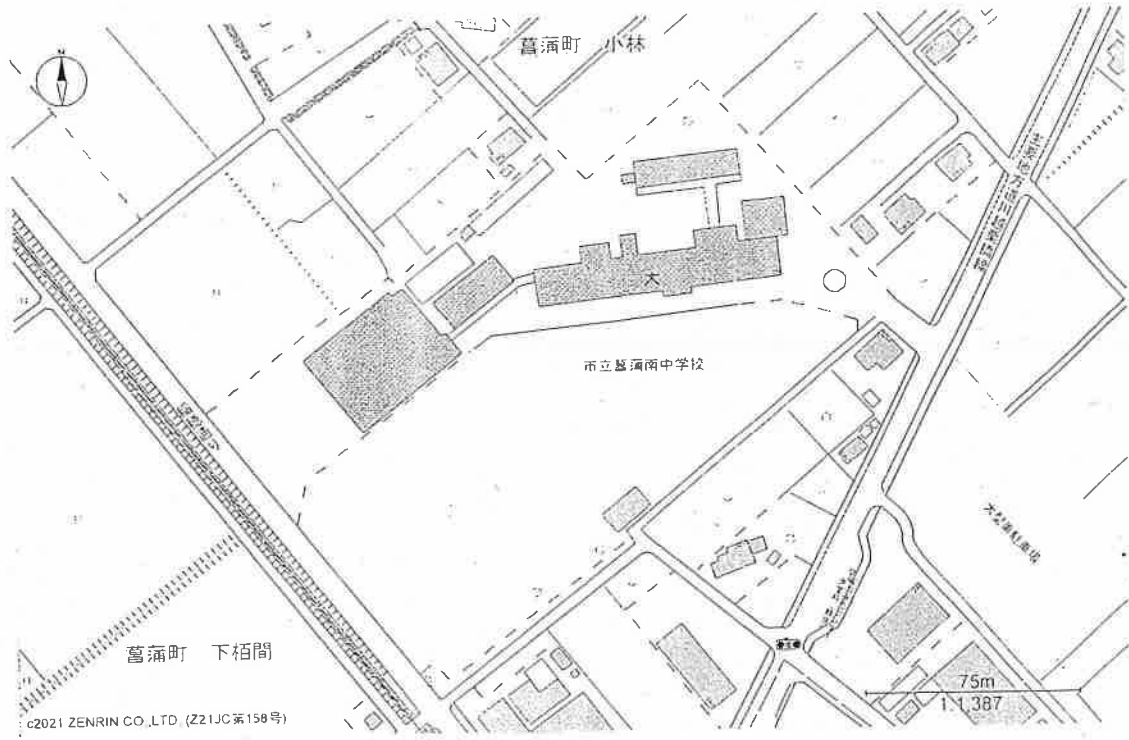
2 用途廃止の理由

令和4年4月1日に菖蒲中学校と菖蒲南中学校を統合し、新たに菖蒲中学校を現在の菖蒲中学校の位置に設置することに伴い、菖蒲南中学校については、中学校として使用しなくなるため

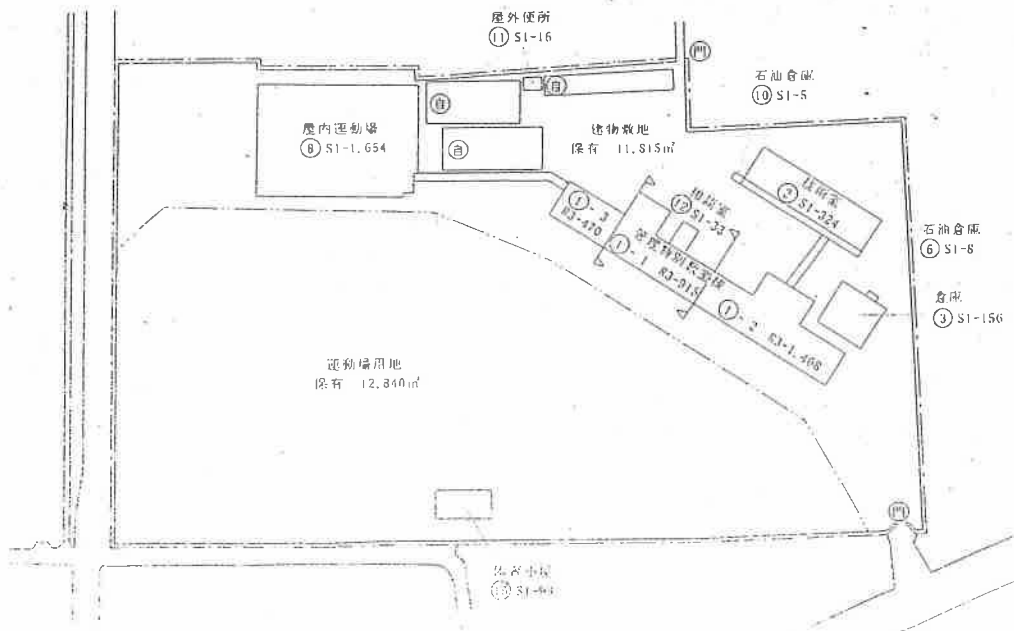
3 用途廃止する期日

令和4年3月31日

○位置図



○用途廃止対象建物配置図（図面）



令和3年度施設台帳より

議案第14号

久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正
する規則について

久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和4年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規
則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「満20歳以上の者」を「成年に達した者」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第15号

久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和4年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則（令和3年久喜市教育委員会規
則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の改正規定中「8月31日」を「8月27日」に、「9月1日」
を「8月28日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第16号

久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則
の一部を改正する規則について

久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の一部を、
別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和4年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則（平成28年久喜市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「2年」の次に「以内」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第17号

久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令に
ついて

久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を、別紙のとおり改正する
ことについて議決を求める。

令和4年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

久喜市立小・中学校職員服務規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第6号）

の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(出勤等)」に改め、同条第1項中「出勤し、直ちに所定の出勤簿に自ら押印しなければならない」を「出勤しなければならない」に改め、同条第2項及び第3項中「出勤簿」を「勤務整理簿」に改め、同条に次の1項を加える。

4 職員は、出勤又は退勤したときは、その時刻を勤務管理システムにより、自ら記録しなければならない。

第28条第3号を次のように改める。

(3) 職員勤務整理簿統括表（每学期末）

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

着 任 届

様

学校名

職 名

氏 名

私は、下記のとおり着任しましたので届出ます。

記

1 発令年月日

2 辞令受領年月日

3 着任年月日

様式第2号（第4条関係）

赴 任 延 期 願

年 月 日

様

学校名

職 名

氏 名

私は、下記により赴任を延期したいので承認をお願いします。

記

- 1 発令年月日
- 2 辞令受領年月日
- 3 延期の事由
- 4 延期の日数

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

職 務 専 念 義 務 免 除 願

久喜市教育委員会教育長 様

学校名

職 名

氏 名

私は、下記のとおり職務専念の義務を免除されたいので承認をお願いします。

記

1 理 由

2 期 間

様式第5号及び様式第6号の1の1を次のように改める。

年 月 日

休 暇 届

様

学校名

職 名

氏 名

私は、下記のとおり休暇を受けたいので届出ます。

記

1 休暇の種類

2 期 間 年 月 日 から

年 月 日 まで

3 連絡先

電話番号 ()

※ 医師又は助産師の証明書を添えること。

様式第6号の1の1(第10条関係)

年 月 日

休 暇 願

様

学校名

職 名

氏 名

私は、下記により休暇を受けたいので承認をお願いします。

記

1 休暇の種類

2 事 由

3 期 間

4 休暇地及び連絡先

電話番号 ()

(備考)8日以上にわたる病気休暇の場合は、医師の診断書を添えること。

様式第6号の2から様式**第8号**までを次のように改める。

要介護者の状態等申出書

年 月 日

様

学校名

職 名

氏 名

1 要介護者に関する事項

(1) 氏名

(2) 職員との続柄

(3) 職員との同居又は別居の別

同居

別居

(4) 介護が必要になった時期

年 月 日

2 要介護者の状態

3 備考

- (注)1 「1 (4) 介護が必要になった時期」については、その時期が特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。
- (注)2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなくなつた状況が明らかになるよう、具体的に記入する。

ボランティア活動計画書

学校名

職 名

氏 名

1 活動期間

年 月 日～ 年 月 日

2 活動の種類

被災者への支援活動 社会福祉施設等における活動 その他

3 活動場所

施設名等

所 在 地

電 話

4 具体的な活動内容

5 仲介団体等の有無及び団体名

有 無

団 体 名

電 話

6 備考

- (注)1 「3 活動場所」及び「4 具体的な活動内容」については、当該活動が仲介団体等(社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となって活動を行う団体も含まれる。)を通じたものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、記入を省略することができる。
- (注)2 「3 活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名及び住所等を記入する。
- (注)3 「6 備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合に、その者の状態について記入する。

年 月 日

休 暇 願

様

学校名

職 名

氏 名

私は、下記のとおり組合休暇を受けたいので承認をお願いします。

記

1 所属職員団体の名称及び役職名

2 従事する職員団体の業務の内容

3 期間

様式第9号中「備考 期間を指定する場合は、指定欄に決裁権者が押印すること。」を削る。様式第10号から様式第15号までを次のように改める。

年 月 日

欠 勤 届

様

学校名
職 名
氏 名

私は、下記により欠勤したいので届出ます。

記

1 事 由

2 期 間

年 月 日 から

年 月 日 まで

3 欠勤中連絡先

電話番号 ()

様式第11号 (第12条関係)

遅刻(早退)届

年 月 日

様

学校名

職 名

氏 名

私は、下記により遅刻(早退)したいので届け出ます。

記

1 事 由

2 時 間

年 月 日

休 職 願

埼玉県教育委員会 様

学校名

職 名

氏 名

私は、下記のとおり休職したいので、お願いします。

記

1 事 由

2 期 間

年 月 日 から

年 月 日 まで

年 月 日

復 職 願

埼玉県教育委員会 様

学校名

職 名

氏 名

私は、下記の理由により復職したいので、お願いします。

記

1 事 由

2 復職年月日 年 月 日

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名
職 名
氏 名

次のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 (再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入すること。)	
	
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から
6 備考		

- (注) この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。
- 1
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合(条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。
- 5 「6 備考」欄には、(1) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に出産休暇(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇又は労働基準法第65条第2項に掲げる場合における休暇をいう。))により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2) 請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日、(3) 請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあっては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、(4) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 6 該当する口にはレ印を記入すること。

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名
職 名
氏 名

次のとおり 育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長 を請求します。

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄	子	
	生年月日	年 月 日	
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)		
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 勤務の形態	週 時間 分勤務		
	(育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務形態)		
	勤務の日及び時間帯	月 (: ~ :) 休憩 (: ~ :)	
		火 (: ~ :) 休憩 (: ~ :)	
		水 (: ~ :) 休憩 (: ~ :)	
		木 (: ~ :) 休憩 (: ~ :)	
		金 (: ~ :) 休憩 (: ~ :)	
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
6 備考			

- (注) この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。
- 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 - 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
 - 「6 備考」欄には、(1) 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2) 請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日、(3) 請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあっては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、(4) 請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 - 該当する口にはレ印を記入すること。

様式第17号中「㊦」を削る。様式第18号から様式27号までを次のように改める。

育児休業等変更届

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名

職 名

氏 名

育 児 休 業
育児短時間勤務
部 分 休 業

に関し、下記のとおり変更の事由が生じたので届け出ます。

記

事由	<input type="checkbox"/> 産前の休業を始めた。 <input type="checkbox"/> 出産した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子が死亡した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子と離縁(養子縁組の取消しを含む。)した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子を養育しなくなった。 <input type="checkbox"/> 同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 負傷・疾病 <input type="checkbox"/> 託児できるようになった。 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()
	<p style="text-align: center;">事由の生じた日</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>

(注) 該当する□にはレを記入すること。

深夜勤務・時間外勤務制限請求書		年 月 日
様		学校名 職 名 氏 名
次のとおり <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護 のため	<input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 時間外勤務 [学校職員の勤務時間、 休暇等に関する条例 <input type="checkbox"/> 第9条第2項 (同条第3項に おいて準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 第9条第4項 (同条第5項に おいて準用する場合を含む。)]	の制限を請求します。
1 請求に係る子又は要介護者	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日 (□出産予定日)
	養 子 縁 組 の 効 力 が 生 じ た 日	年 月 日
	子 の 委 託 等 が 開 始 さ れ た 日	年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前6週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 又は産後8週間以内である。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない (養育ができる。)。 </div> <input type="checkbox"/> 無	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から □ 毎日 年 月 日まで □ その他 ()
	時間外勤務の制限	<input type="checkbox"/> 1年 □ 1年に満たない期間 (月)
備考 1について (1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に「出産予定日」を記入し、「出産予定日」の□にレ印を記入すること。 (2) 「養子縁組の効力が生じた日」及び「子の委託等が開始された日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 2について (1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。 (2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 3について この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 4について 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。		

様式第20号(第21条関係)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

様

学校名

職 名

氏 名

私は、次のとおり 深夜勤務 時間外勤務 の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

子が死亡した。

職員の子でなくなった。

離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了
 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除

同居しなくなった。

職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。

(2) 介護の状況の変更

要介護者が死亡した。

要介護者と職員との親族関係が消滅した。

(消滅の理由：)

同居しなくなった。

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

大学院修学休業許可申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名

職 名

氏 名

下記のとおり、大学院修学休業の許可を申請します。

記

1 現在所持している免許状の種類

2 取得しようとする専修免許状の種類

3 在学を予定している大学院の課程等

大学院等	専攻(コース)	試験日	合格発表日	入学予定日

4 休業予定期間 年 月 日から 年 月 日まで (年間)

5 過去に大学院修学休業した期間

無 ・ 有 : 年 月 日から 年 月 日まで

6 備考

修学部分休業申出書

年 月 日

久喜市教育委員会 様

学校名
職 名
氏 名

次のとおり修学部分休業の承認申請をする予定ですので、申し出ます。

1 教育施設名

2 通学時間(職場～教育施設)

時間 分

3 修学内容等

4 申請予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 休業予定時間

		年 月 日から			年 月 日まで		
毎 日	時 分	～	時 分	水	時 分	～	時 分
月	時 分	～	時 分	木	時 分	～	時 分
火	時 分	～	時 分	金	時 分	～	時 分
		年 月 日から			年 月 日まで		
毎 日	時 分	～	時 分	水	時 分	～	時 分
月	時 分	～	時 分	木	時 分	～	時 分
火	時 分	～	時 分	金	時 分	～	時 分
		年 月 日から			年 月 日まで		
毎 日	時 分	～	時 分	水	時 分	～	時 分
月	時 分	～	時 分	木	時 分	～	時 分
火	時 分	～	時 分	金	時 分	～	時 分
		年 月 日から			年 月 日まで		
毎 日	時 分	～	時 分	水	時 分	～	時 分
月	時 分	～	時 分	木	時 分	～	時 分
火	時 分	～	時 分	金	時 分	～	時 分

6 備考

(注)

- 1 この申出書には、この申出に係る修学内容等の概要が分かる書類を添付すること(写しで可)。
- 2 「3 修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているかを記入すること。
- 3 「5 休業予定時間」欄は、申請予定期間の全期間又は休業時間の見込みが確定している期間について記入すること。

様式第21号の3 (第22条の3関係)

修学状況変更届

年 月 日

久喜市教育委員会 様

学校名

職 名

氏 名

次のとおり修学部分休業の承認に係る修学状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した。

修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した。

その他()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□には、レ印を記入すること。

様式第21号の4 (第22条の4関係)

修学部分休業取消申請書

年 月 日

久喜市教育委員会 様

学校名

職 名

氏 名

次のとおり修学部分休業の承認を取り消したいので申請します。

1 取消しに係る日時

年 月 日 時 分から 時 分まで

2 取消しに係る理由

(注) 同時に複数の日時について取消しを申請する場合は、「1 取消しに係る日時」にその旨及び取消しを申請する複数の日時を記入すること。

様式第21号の5 (第22条の5関係)

自己啓発等休業承認申請書				
			年 月 日	
埼玉県教育委員会 様		学校名		
		職 名		
		氏 名		
次のとおり自己啓発等休業の承認期間の延長を申請します。				
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業(2及び3に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2及び4に記入)			
2 自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称		
		大学等の所在地		
		課程(修業年限)	(年)	
		履修の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	国際貢献活動	活動組織		
		活動国・地域		
		活動内容		
活動期間		国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで	
		活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで	
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで			
5 備考				

(注)

- 1 この申請書には、次の事項を記載した書類を添付すること。
 ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 イ アの内容に関する照会先
- 2 「履修の期間」欄には、大学等課程の履修をしようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 該当する口には、レ印を記入すること。

様式第21号の6 (第22条の6関係)

自己啓発等休業状況報告書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名

職 名

氏 名

次のとおり自己啓発等休業に係る状況について変更が生じたので報告します。

1 事由

- 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた。
- 在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない。
- 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている。

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

(大学等課程の休学及び停学の場合は、その終期： 年 月 日まで)

3 理由

(注)該当する□にはレ印を記入すること。

様式第21号の7 (第22条の7関係)

配偶者同行休業承認申請書		年 月 日
埼玉県教育委員会 様		学校名 職 名 氏 名
承 認 次のとおり配偶者同行休業の 期間の延長 を申請します。		
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 (2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2、3及び5に記入)	
2 申請に係る配偶者	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	職員及び配偶者の 外国滞在中の住所(居所)	
4	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	備 考	

(注)

- 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び外国滞在期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
- 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 4 該当する口にはレ印を記入すること。

様式第 2 1 号の 8 (第 2 2 条の 8 関係)

配偶者同行休業状況報告書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名

職 名

氏 名

次のとおり配偶者同行休業に係る状況について報告します。

1 事由

- 配偶者が死亡した。
- 配偶者が職員の配偶者でなくなった。
- 配偶者と生活を共にしなくなった。
- 配偶者が外国に滞在しないこととなった。
- 配偶者が外国に滞在する事由が、職員の配偶者同行休業に関する条例第 4 条に規定する配偶者同行休業の事由に該当しないこととなった。
- 配偶者の氏名及び職業に変更があった。
 - (変更後の氏名：)
 - (変更後の職業：)
- 配偶者が外国に滞在する事由に変更があった。
 - 変更後の滞在事由： 外国での勤務
 - 事業の経営その他の個人の業としての活動
 - 大学等での修学
 - 変更後の所属先名称：
 - 変更後の所属先所在地：
- 配偶者が外国に滞在することが見込まれる期間に変更があった。
 - (変更後の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日)
- 職員及び配偶者の外国における住所又は居所に変更があった。
 - (変更後の住所又は居所：)

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

年 月 日

研 修 承 認 願

様

学校名

職 名

氏 名

私は、下記のとおり研修したいので承認をお願いします。

記

1 日 時 年 月 日 時 分から
時 分まで

2 目 的

3 内 容

4 研修の場所及び連絡先

電話番号 ()

年 月 日

研 修 報 告 書

様

学校名

職 名

氏 名

私は、下記のとおり研修を行いましたので、報告します。

記

1 日 時 年 月 日 時 分から
時 分まで

2 具体的な内容

3 研修の場所

様式第24号(第25条関係)

年 月 日

氏名(住所)変更届

久喜市教育委員会教育長様

学校名

職名

氏名

私は、下記のとおり氏名(住所)を変更しましたので、届出ます。

記

1 旧氏名(住所)

新氏名(住所)

2 変更年月日

年 月 日

兼職(業)承認(許可)願

久喜市教育委員会 様

学校名

職 名

氏 名

私は、下記により兼職(業)したいので、承認(許可)をお願いします。

記

1 兼職(業)

(1) 場所

(2) 兼ねる職(業)名

(3) 兼ねる職(業)の職務内容、勤務状態及び必要性

(4) 兼ねることにより受ける給与又は報酬(利益見込額)

(5) 職務上の支障の有無及び措置

2 兼職(業)に従事する期間及び時間

3 その他に業務又は兼業している職名の有無

4 現在の勤務時間の割振りと勤務態様別時間表

5 その他

様式第26号(第26条関係)

年 月 日

副申書

久喜市教育委員会 様

学校名

校 長

兼職(業)承認(許可)願 副申

本校(職・氏名)から別紙のとおり兼職(業)承認(許可)願が提出されたので、下記事項を具して副申します。

記

- 1 申請書の内容(真否)
- 2 本校における支障の有無
- 3 校長の意見

様式第27号(第27条関係)

専 従 許 可 願

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名

職 名

氏 名

私は、下記のとおり地方公務員法第55条の2の規定により登録を受けた職員団体の業務に専ら従事したいので許可をお願いします。

記

- 1 専ら従事する職員団体の名称及び役職名
- 2 専ら従事する期間
- 3 専ら従事する場所及び連絡先
- 4 昭和43年12月14日以降において地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定により職員団体又は労働組合の業務に専ら従事したことの有無及びある場合はその期間

備考 所属職員団体の専従予定証明書を添付すること。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

議案第18号

久喜市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則について

久喜市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止したいので議決を求める。

令和4年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 久喜市スポーツ推進委員に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第41号）
- (2) 久喜市立体育施設条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第42号）
- (3) 久喜市栗橋B&G海洋センター条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第43号）
- (4) 久喜市立小・中学校体育施設開放に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第45号）

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第19号

久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議規程を廃止する訓令
について

久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議規程を廃止したいので議決を
求める。

令和4年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議規程を廃止する訓令

久喜市スポーツ推進計画策定庁内会議規程（平成27年久喜市教育委員会訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

議案第20号

久喜市B & G栗橋海洋クラブ補助金交付要綱等を廃止する
告示について

久喜市B & G栗橋海洋クラブ補助金交付要綱等を廃止したいので議
決を求める。

令和4年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市B&G栗橋海洋クラブ補助金交付要綱等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 久喜市B&G栗橋海洋クラブ補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第33号）
- (2) 久喜市スポーツ協会補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第39号）
- (3) 久喜市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第40号）
- (4) 久喜市スポーツ少年団本部補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第41号）
- (5) 久喜市レクリエーション協会補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第42号）
- (6) 久喜市久喜地方青少年健全育成剣道大会補助金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第43号）
- (7) 久喜市スポーツ競技大会出場選手奨励金交付要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第44号）
- (8) 久喜市立小・中学校体育施設開放に関する要綱（平成22年久喜市教育委員会告示第45号）
- (9) 久喜市B&G海洋体験学習参加費補助金交付要綱（平成23年久喜市教育委員会告示第22号）
- (10) 久喜市民マラソン大会補助金交付要綱（平成27年久喜市教育委員会告示第12号）

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

教育財産の用途廃止について（社会体育施設）

久喜市財産規則第 1 4 条及び同規則第 2 6 条の規定に基づき、別紙のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求める。

令和 4 年 3 月 2 2 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

教育財産の用途廃止について

1 教育財産の内容

(1) 菖蒲温水プール

所在地 久喜市菖蒲町三箇 1 6 4 番地 1

土 地

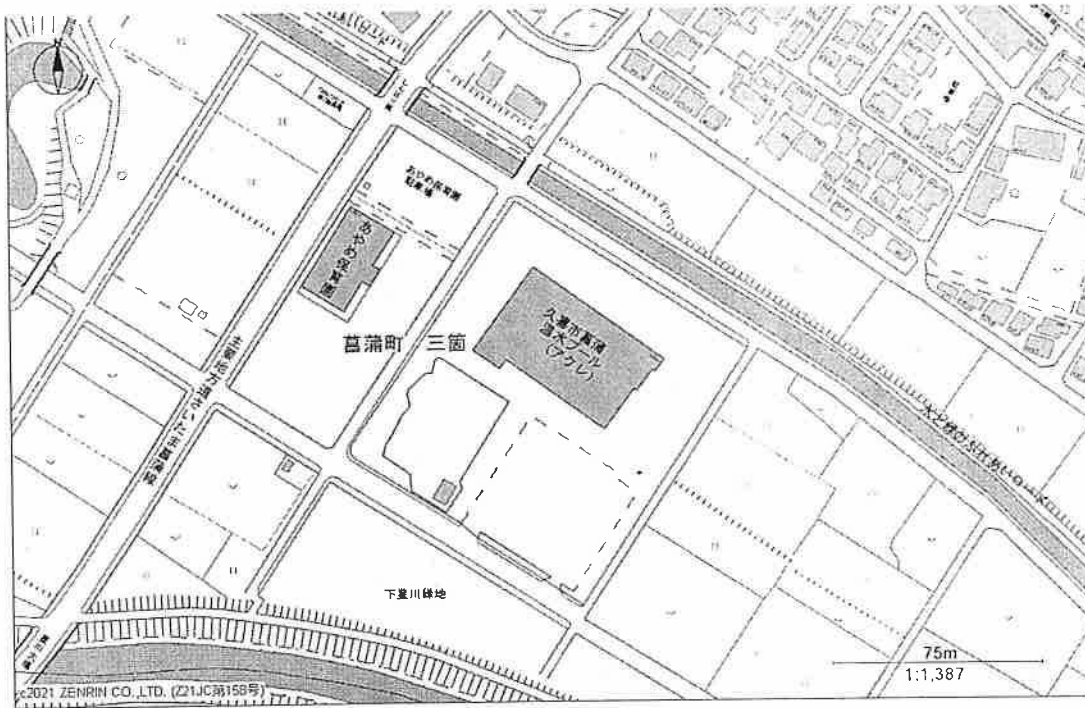
地番	地目	地積
久喜市菖蒲町三箇 164 番地 1	田	796 m ² の一部
久喜市菖蒲町三箇 165 番地 1	田	360 m ² の一部
久喜市菖蒲町三箇 165 番地 3	宅地	173.93 m ² の一部
久喜市菖蒲町三箇 166 番地	田	1,398 m ² の一部
久喜市菖蒲町三箇 177 番地 1	田	914 m ² の一部
久喜市菖蒲町三箇 178 番地 1	田	562 m ² の一部
久喜市菖蒲町三箇 179 番地 1	田	530 m ² の一部

建 物

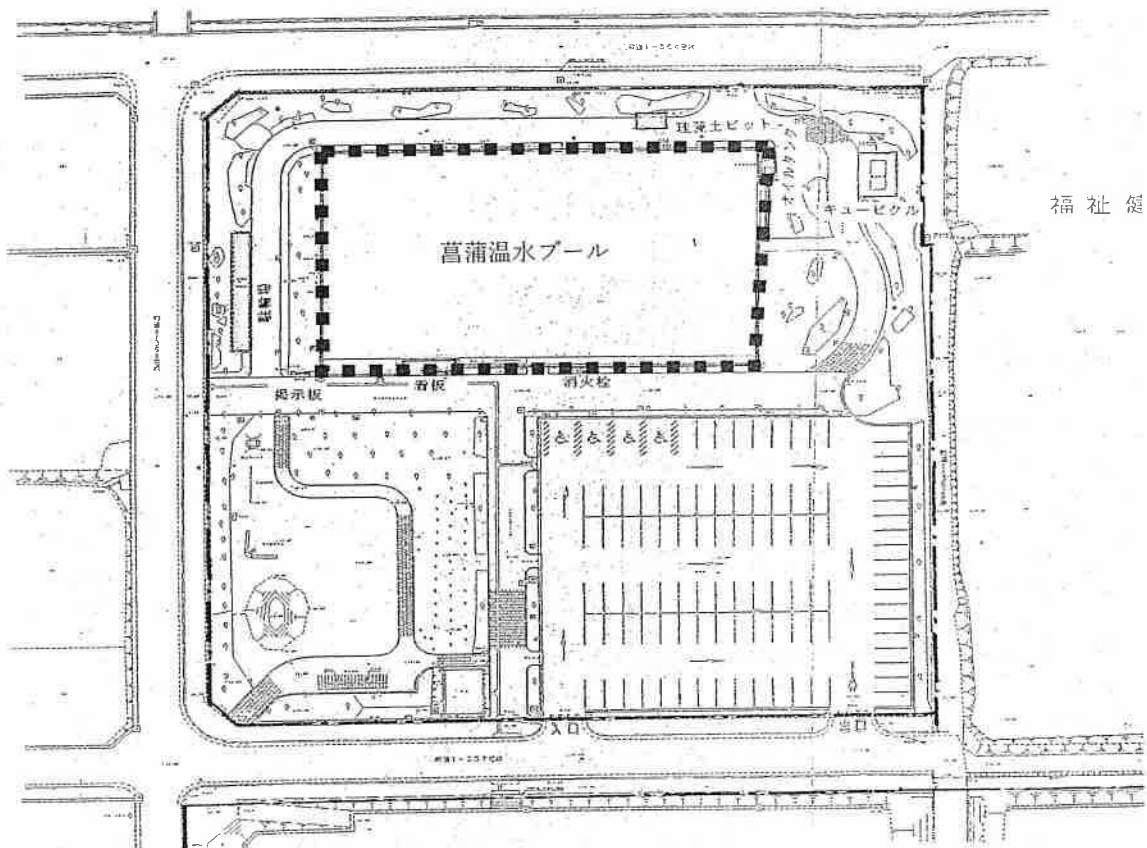
名称	構造	延床面積
プール施設	鉄筋コンクリート造	1,804.36 m ²

○菖蒲温水プール

位置図



配置図



(2) 鷺宮温水プール

所在地 久喜市鷺宮6丁目4番1号

土地

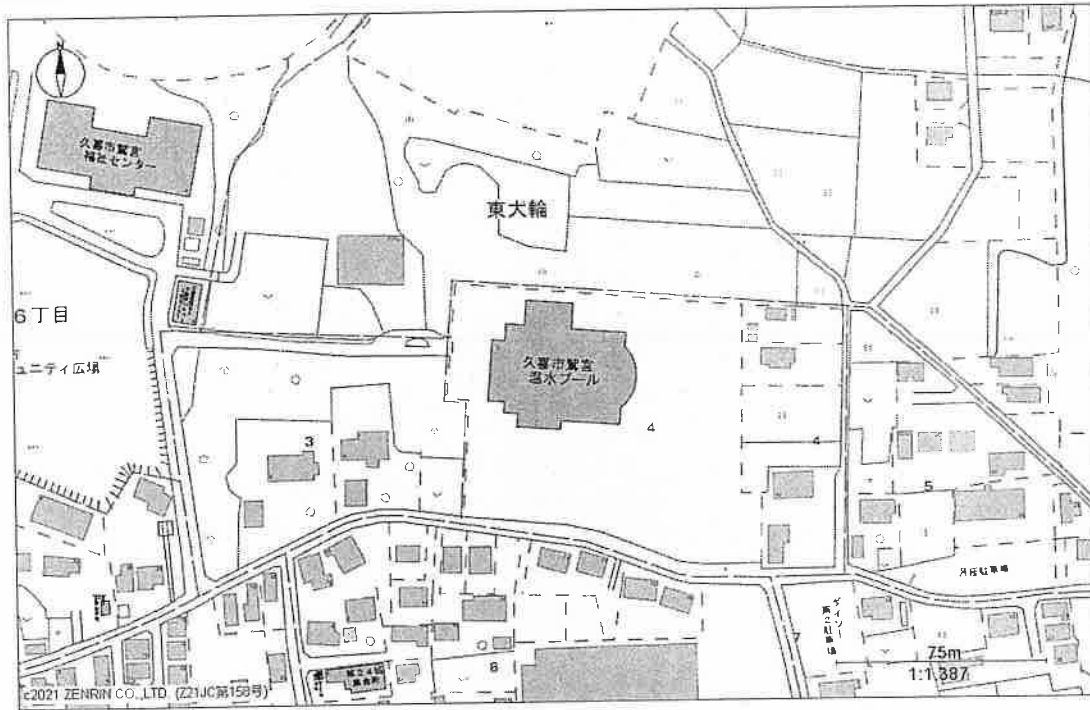
地番	地目	地積
久喜市鷺宮6丁目2169番地	畑	1,824 m ²
久喜市鷺宮6丁目2175番地6	畑	662 m ² の一部
久喜市鷺宮6丁目2177番地	畑	333 m ²
久喜市鷺宮6丁目2178番地	畑	651 m ²
久喜市鷺宮6丁目2182番地	畑	690 m ²
久喜市鷺宮6丁目2183番地1	畑	589 m ² の一部
久喜市鷺宮6丁目2286番地1	畑	213 m ² の一部

建物

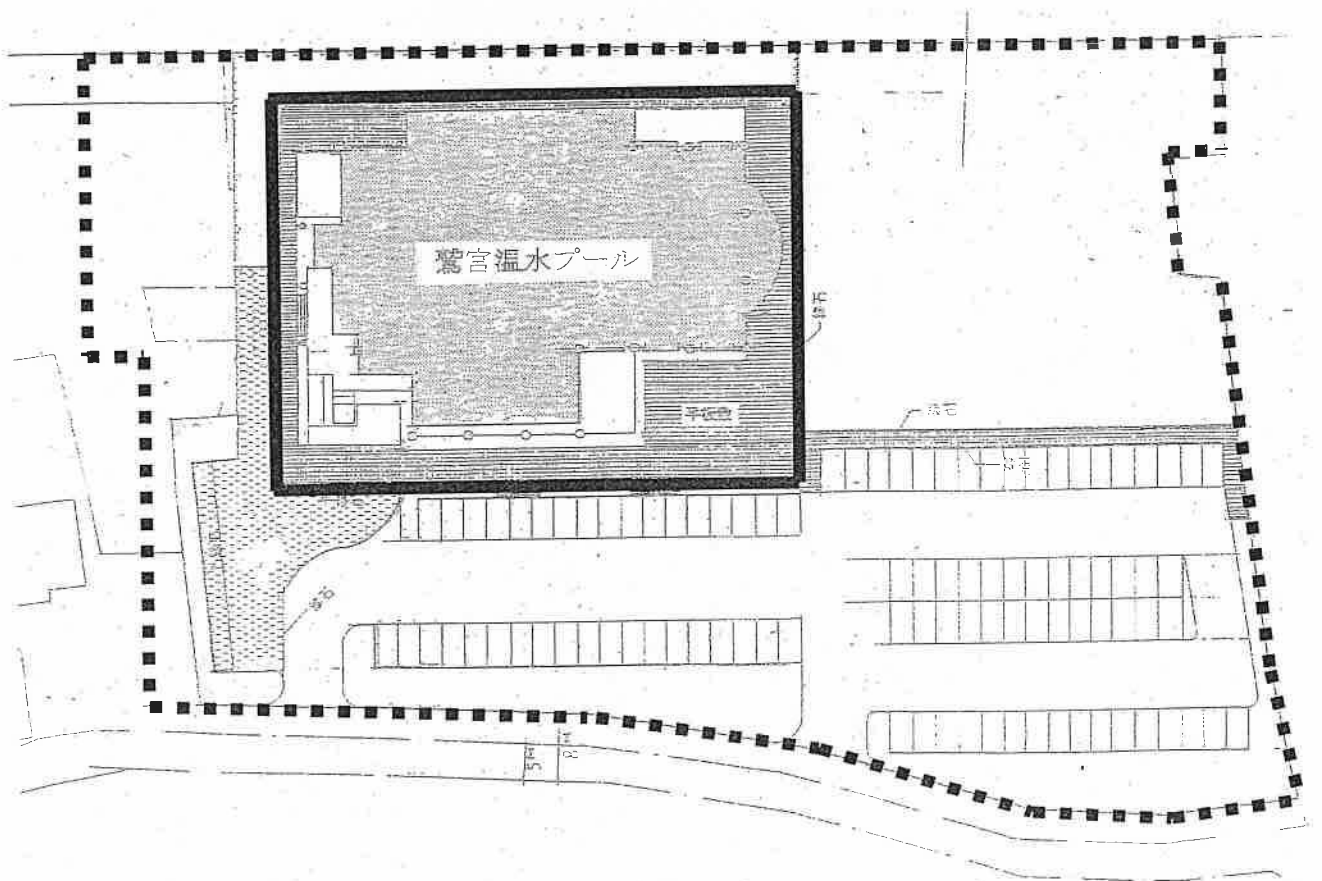
名称	構造	延床面積
プール施設	鉄筋コンクリート造	1,783.48 m ²

○鷺宮温水プール

位置図



配置図



(3) 鷲宮体育センター

所在地 久喜市中妻 7 7 6 番地

土 地

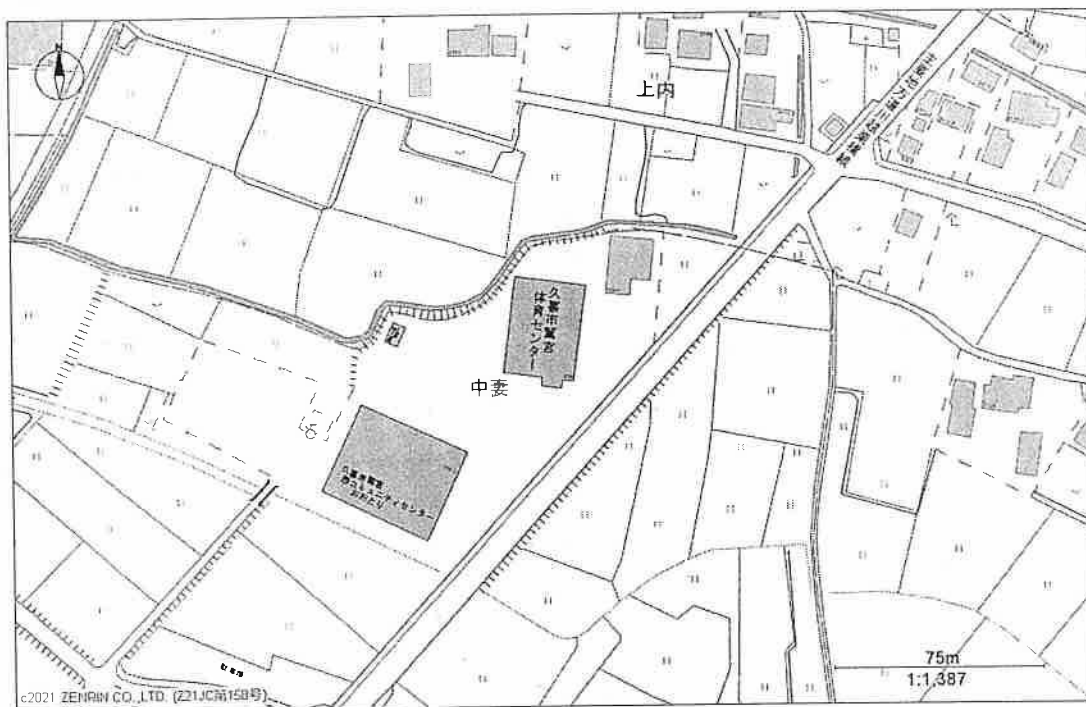
地番	地目	地積
久喜市中妻 776 番地	宅地	928 m ²
久喜市中妻 777 番地 1	宅地	566.68 m ²
久喜市中妻 778 番地 1	宅地	56.13 m ²
久喜市中妻 783 番地 1	宅地	147.44 m ²
久喜市中妻 783 番地 2	宅地	147.43 m ² の一部
久喜市中妻 784 番地	宅地	366.00 m ²
久喜市中妻 785 番地 1	宅地	660.56 m ² の一部
久喜市中妻 789 番地 1	宅地	243.89 m ²

建 物

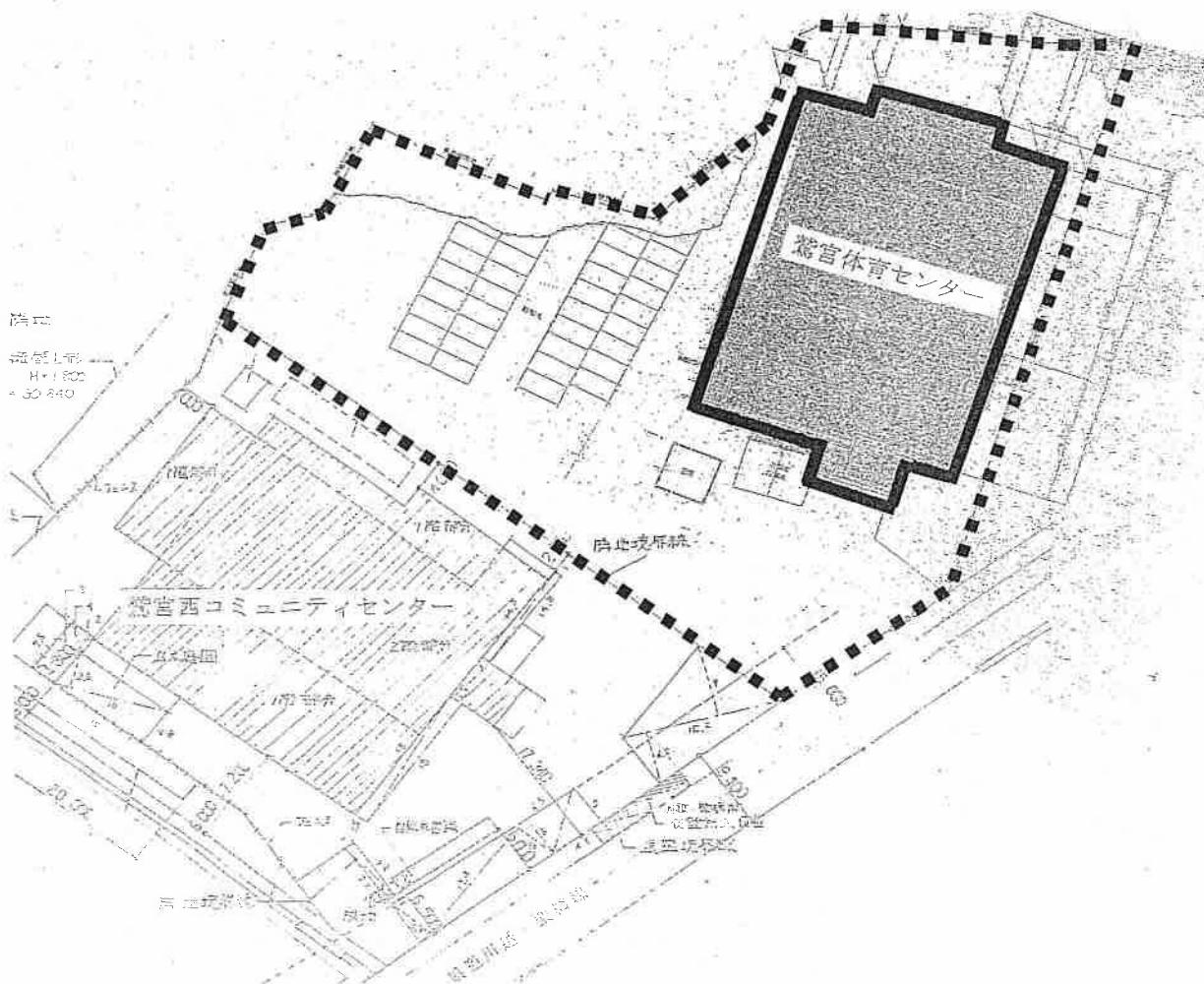
名称	構造	延床面積
体育室 他	鉄骨造	1,104.53 m ²

○鷺宮体育センター

位置図



配置図



(4) 鷺宮運動広場

所在地 久喜市鷺宮6丁目3120番地

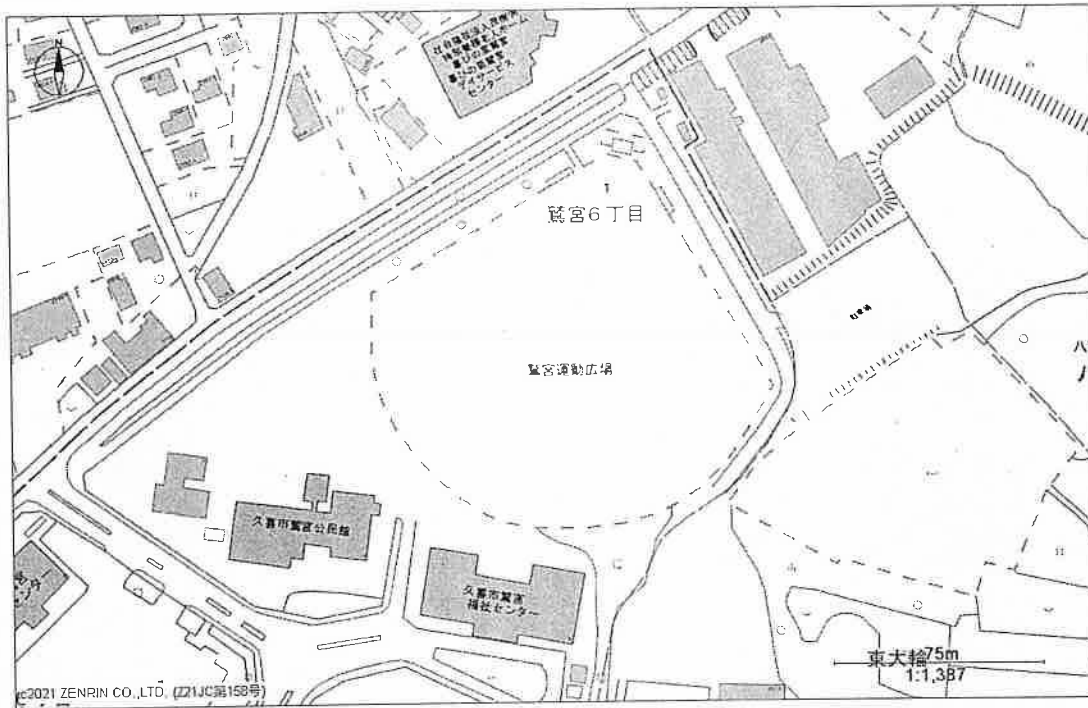
土地

地番	地目	地積
久喜市鷺宮6丁目2281番地2	田	595 m ² の一部
久喜市鷺宮6丁目2282番地2	雑種地	839 m ²
久喜市鷺宮6丁目2283番地	雑種地	482 m ²
久喜市鷺宮6丁目2284番地	雑種地	770 m ²
久喜市鷺宮6丁目2285番地	雑種地	786 m ²
久喜市鷺宮6丁目2287番地	雑種地	647 m ²
久喜市鷺宮6丁目2298番地	山林	644 m ²
久喜市鷺宮6丁目2299番地	宅地	598 m ² の一部
久喜市鷺宮6丁目2301番地	雑種地	651 m ² の一部
久喜市鷺宮6丁目3122番地1	雑種地	366 m ²
久喜市鷺宮6丁目3122番地2	雑種地	69 m ²
久喜市鷺宮6丁目3123番地1	雑種地	337 m ²
久喜市鷺宮6丁目3123番地2	雑種地	72 m ²
久喜市鷺宮6丁目3124番地	雑種地	515 m ² の一部
久喜市鷺宮6丁目3125番地1	雑種地	343 m ²
久喜市鷺宮6丁目3125番地2	雑種地	92 m ²
久喜市鷺宮6丁目3126番地1	雑種地	304 m ²
久喜市鷺宮6丁目3126番地2	雑種地	23 m ²
久喜市鷺宮6丁目3127番地1	雑種地	360 m ²
久喜市鷺宮6丁目3127番地2	雑種地	59 m ²
久喜市鷺宮6丁目3128番地1	雑種地	667 m ² の一部
久喜市鷺宮6丁目3114番地	田	122 m ²
久喜市鷺宮6丁目3115番地	田	978 m ²
久喜市鷺宮6丁目3118番地1	田	661 m ²
久喜市鷺宮6丁目3118番地2	原野	36 m ²
久喜市鷺宮6丁目3119番地1	田	674 m ²
久喜市鷺宮6丁目3119番地2	原野	23 m ²
久喜市鷺宮6丁目3120番地	田	919 m ² の一部
久喜市鷺宮6丁目3121番地	田	631 m ² の一部
久喜市鷺宮6丁目3129番地	田	585 m ² の一部
久喜市鷺宮6丁目3130番地1	田	214 m ²

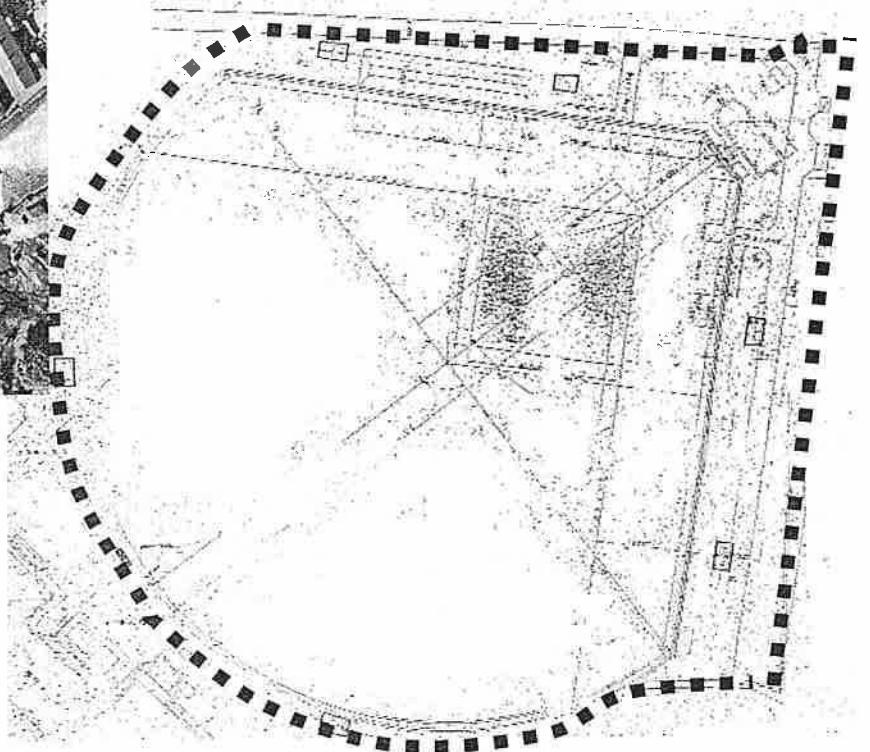
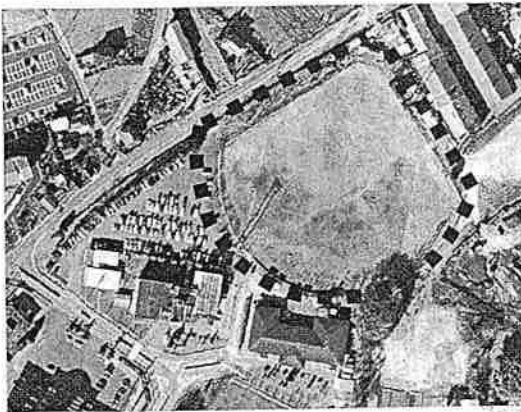
久喜市鷺宮 6 丁目 3130 番地 2	田	85 m ²
久喜市鷺宮 6 丁目 3131 番地 1	田	307 m ² の一部
久喜市鷺宮 6 丁目 3131 番地 2	原野	42 m ²
久喜市鷺宮 6 丁目 3132 番地 1	田	631 m ² の一部
久喜市鷺宮 6 丁目 3132 番地 2	田	82 m ² の一部

○鷺宮運動広場

位置図



配置図



(5) 南栗橋スポーツ広場

所在地 久喜市南栗橋12丁目6番地1

土地

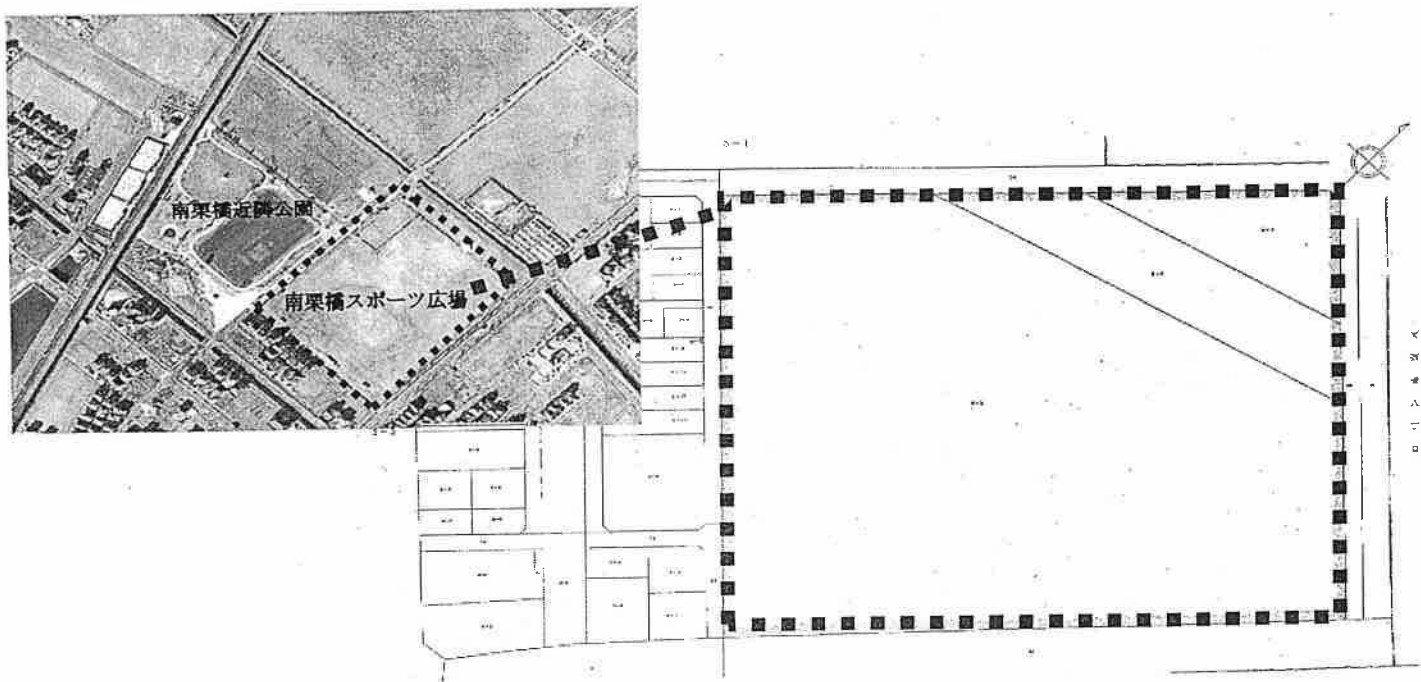
地番	地目	地積
久喜市南栗橋12丁目6番1号	田	2,277 m ²
久喜市南栗橋12丁目6番2号	田	3,465 m ²
久喜市南栗橋12丁目6番3号	田	29,543 m ²

○南栗橋スポーツ広場

位置図



配置図



(6) 栗橋B&G海洋センター

所在地 久喜市伊坂1551番地1

土地

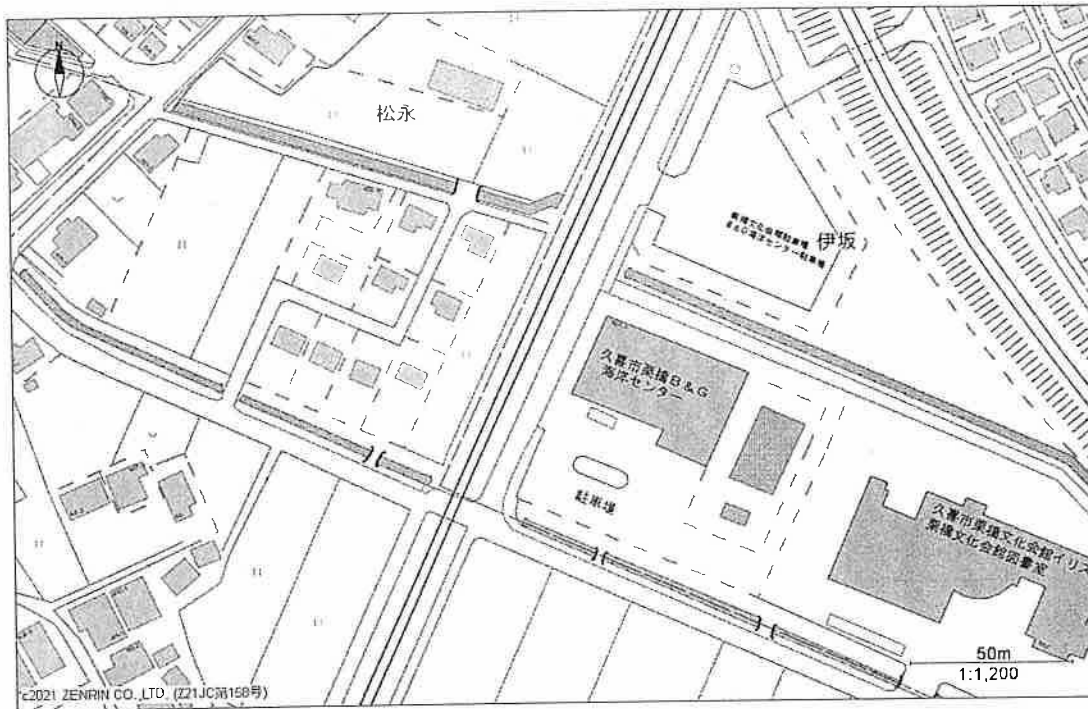
地番	地目	地積
久喜市伊坂 1569 番地 1	田	80 m ² の一部
久喜市伊坂 1570 番地 1	田	646 m ² の一部
久喜市伊坂 1573 番地 1	田	1,067 m ² の一部
久喜市伊坂 1574 番地 1	田	1,749 m ² の一部
久喜市伊坂 1574 番地 2	田	464 m ² の一部

建物

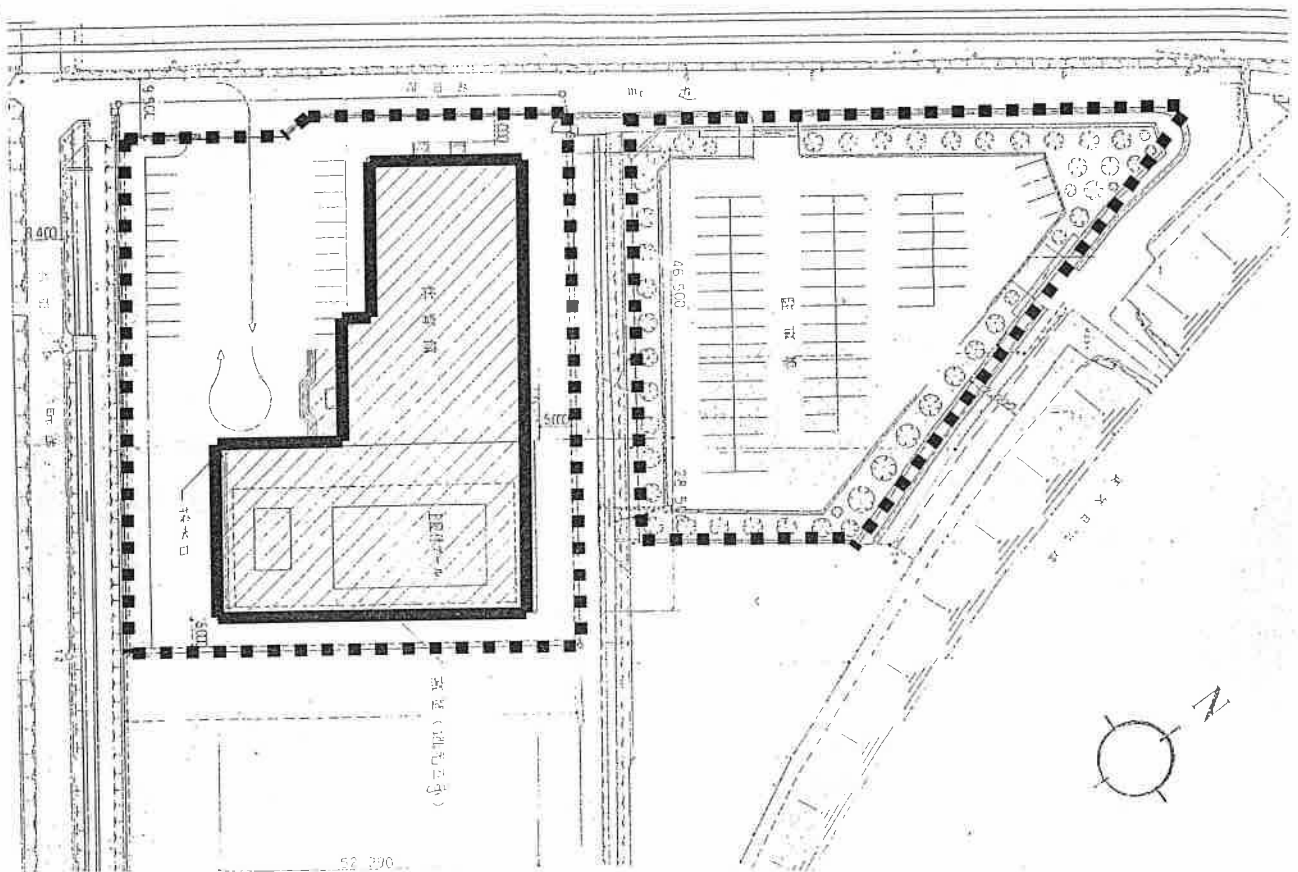
名称	構造	面積
体育室	鉄骨造	1,719 m ²
プール施設	鉄骨上屋付プール	833 m ²

○栗橋B & G海洋センター

位置図



配置図



(7) 緑1丁目テニス場

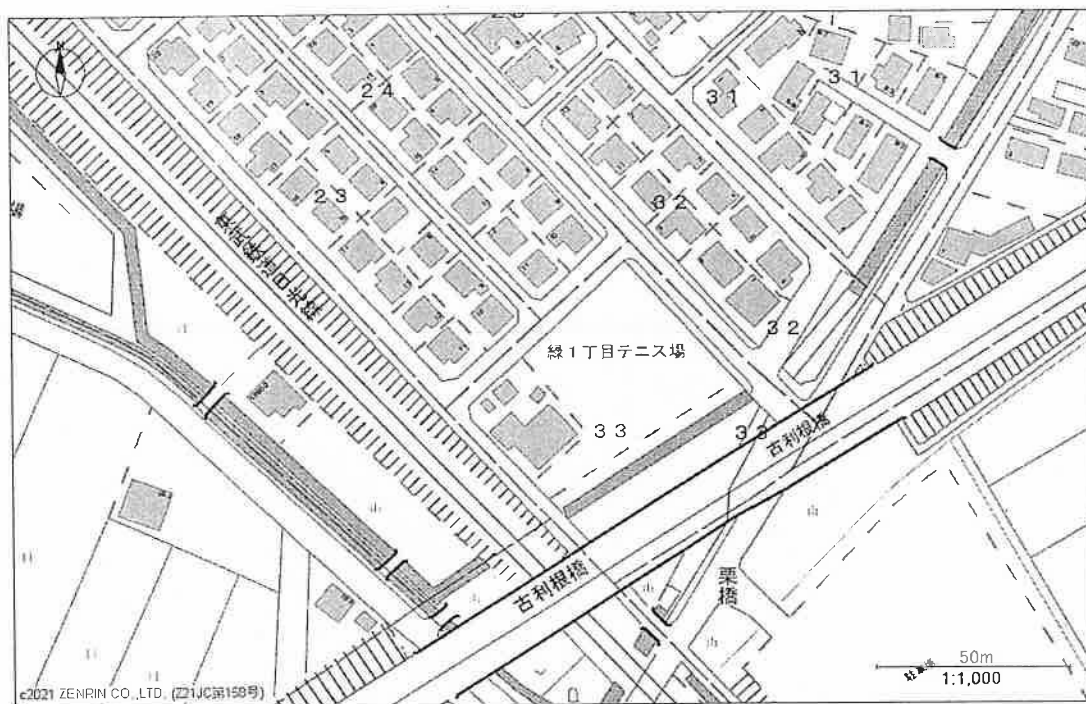
所在地 久喜市緑1丁目33番地

土地

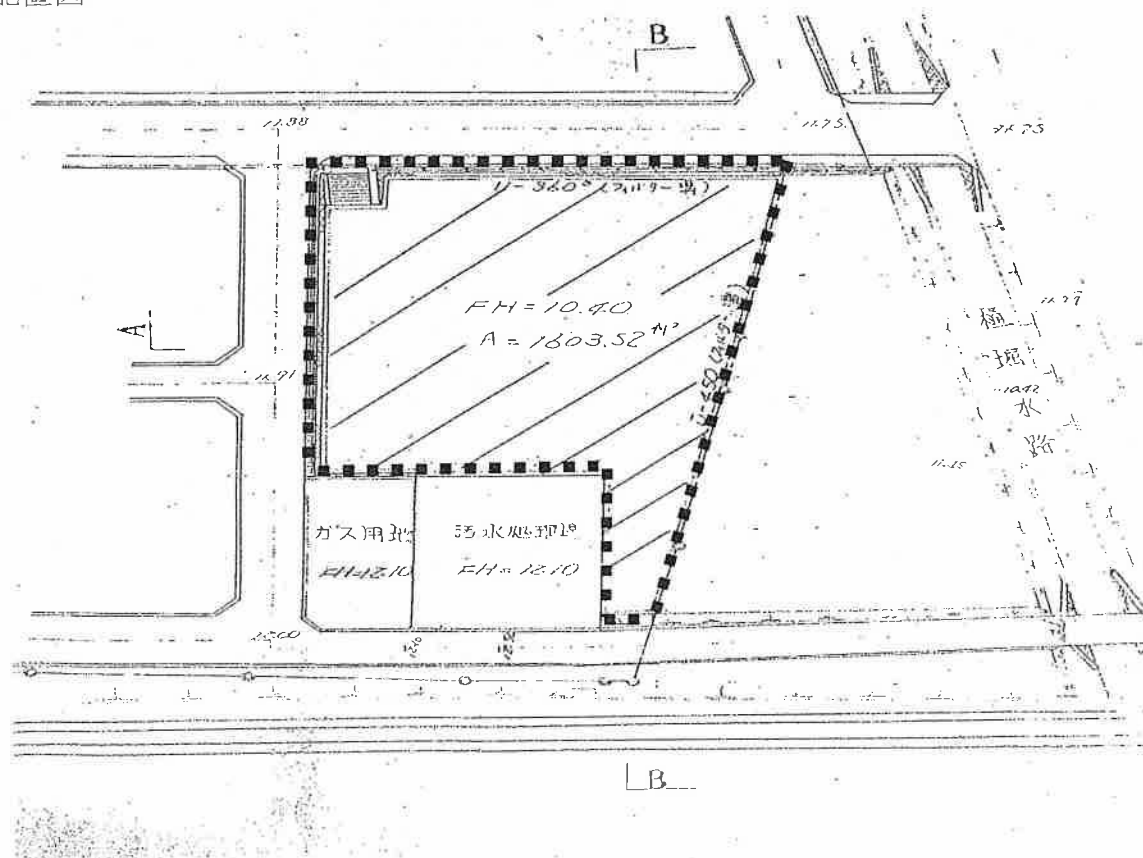
地番	地目	地積
久喜市緑1丁目2003番地136	雑種地	1,654 m ²

○緑1丁目テニスコ

位置図



配置図



2 用途廃止の理由

令和4年度の機構改革に伴い、令和4年4月1日から教育部局から所管する社会体育施設を市長部局へ移管するため

3 用途廃止する期日

令和4年3月31日

議案第 22 号

久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

久喜市教育委員会会計年度任用職員について、別紙のとおり採用することについて議決を求める。

令和 4 年 3 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第22号 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 事務補助員
- 2 学校業務員
- 3 小学校安全監視員
- 4 幼稚園教諭
- 5 幼稚園業務員
- 6 主任外国語指導助手
- 7 外国語指導助手
- 8 教育相談員（小学校・中学校）
- 9 ことばの教室指導員
- 10 心理専門員
- 11 スクールソーシャルワーカー
- 12 適応指導教室室長
- 13 適応指導教室指導員
- 14 特別支援教室指導員
- 15 日本語指導員
- 16 部活動指導員
- 17 教育活動指導員
- 18 教育活動支援員
- 19 社会教育指導員
- 20 公民館長
- 21 公民館運営委員
- 22 公民館補助委員

議案第 23 号

久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について

久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について、別紙のとおり実施することについて議決を求める。

令和 4 年 3 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第23号 「久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職名】

- 1 幼稚園教諭
- 2 栄養士

議案第 24 号

久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について

久喜市教育委員会所管の委員等について、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和 4 年 3 月 22 日 提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第24号 「久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について」の別紙資料
につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 久喜市立学校の学校医
- 2 久喜市立学校の学校歯科医
- 3 久喜市立学校の学校薬剤師
- 4 久喜市立学校学校運営協議会委員

議案第25号

久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者の指名について

久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者の指名について、別紙のとおり決定することについて議決を求める。

令和4年3月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第25号 「久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者の指名について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。